

◇番号：202109

◇研究機関名	筑波大学	◇不正の種別	給与の架空請求及び還流行為、交通費の虚偽請求及び還流行為、物品の私物化
◇不正が行われた年度	平成 26 年度～令和元年度	◇最終報告書提出日	令和 3 年 5 月 31 日
◇不正に支出された研究費の額	1,431,031 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 2 年 6 月 22 日、筑波大学体育系教員が学生を非常勤職員として雇用し、給与の架空請求を行い当該教員への還流が行われている旨の通報がコンプライアンス通報窓口にあった。

【調査に至った経緯等】

事前調査の結果、筑波大学自己収入による支出予算の執行に通報と合致する給与支払が認められ、また、その通報内容は当該給与を受給した者でなければ知りえない真実性があり、一定の信憑性があるものと判断し、令和 2 年 7 月 14 日付け本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査チーム（学内委員 7 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。

【調査内容】

・調査期間

令和 2 年 7 月 14 日～令和 2 年 12 月 3 日（本調査）

・調査対象

対象者：当該教員及び当該教員が管理する教育研究費で雇用された全ての非常勤職員

対象経費：平成 26 年度から令和 2 年度までの当該教員が管理する教育研究費

・調査方法

- ・当該教員及び当該教員が管理する教育研究費で雇用された全ての非常勤職員への聞き取り調査
- ・経理関係書類及び雇用関係書類等について書面調査
- ・物品の現物調査

◇調査結果

【不正の種別】

給与の架空請求及び還流行為、交通費の虚偽請求及び還流行為、物品の私物化

【不正の具体的な内容】

【教育研究費の不正使用】

1) 給与の架空請求及び還流行為

〔動機〕

当該教員は、「自身の研究室の備品等を購入するため。」「自身が学生支援の為に支払った学生の学会参加費や旅費を返済させるため。」及び「国際交流の費用に充てるため。」などとし、自身が運営管理する研究室に所属する複数の学生に対し、給与の架空請求及び還流行為を指示し、実際に現金を受領した。しかし、複数の学生は、「備品等の購入はほとんどされていなかった。」及び「支援をしてもらったことは無く、その多くは自身で支払った。」と証言しているほか、当該教員は、当初「国際交流の費用」について本不正に関連が無い他の経費で賄ったと証言していたが、後日、本不正で得た現金で支払ったと証言を翻した。なお、証拠書類の提出を求めたが提出されなかったため、当

該教員が「国際交流の費用」として実際に支出したかは確認できなかった。

また、当該教員は、給与の架空請求に対し、「日常的に研究室内で研究補助をさせていることから給与の架空請求には当たらないと思った。」と証言しているが、複数の学生は、「日常的に行っていた研究補助以外に業務はしていない。」と証言している。

なお、給与の架空請求及び還流行為について当該教員と学生が会話している録音が存在し、還流した現金の用途を学生に問われている場面があるが、その用途について当該教員は明らかにしていない。

このようなことから、その現金の用途及び当該教員がこのような行為に及んだ動機については不明である。

〔背景〕

本件については、労働条件の通知を直接責任者である当該教員のみが行っており、第三者が労働条件を確認できなかった。また、出勤簿は事務室に設置していたものの、複数勤務日をまとめて押印できる状態となっており、勤務時間の管理体制が十分でなかった。

さらに、コンプライアンス教育について、筑波大学事務局より、部局事務担当宛に不正防止啓蒙資料を配付し、出勤簿が備え付けられた事務室において、常に被雇用者の目に触れるところに掲示し、学生等に注意喚起するよう指示していたが、当該事務室においては実施されておらず、被雇用者の中には、不正防止に対する認識が欠落している者もいたなど、複合的な要因により、結果的に不正行為を防止することができなかった。

〔手法〕

当該教員は、平成26年度から令和元年度までの6年間に渡り、研究室に所属する複数の学生に対し授業や他の予定が入っている時間を確認し、矛盾が生じないように架空の勤務日及び勤務時間を勤務予定表に記載させ、それに基づき事務担当者に出勤簿を作成させた上で所定の事務室に設置させた。当該教員は、学生に研究資料整理等の業務をさせたように装い、勤務の実態が全くないにもかかわらず、勤務予定日に事務室にて出勤簿への押印するよう指示し実行させた。ほとんどの学生は、勤務予定日当日に押印していたが、国外に帰省して勤務予定日に押印ができない場合は、まとめて押印する者もいた。さらに、事務担当から当該教員に、当該勤務月における勤務実態の確認があった際には、勤務実態があったと報告し、筑波大学に給与を支払わせた。

当該教員は、同学生らに対し、筑波大学から支払われた給与を現金で手渡すよう指示し、実際に現金を受領した。

2) 交通費の虚偽請求及び還流行為

〔動機〕

当該教員は、学生を帯同する出張を含めた複数の出張において、自家用車を使用したにも関わらず、公共交通機関を利用し出張したと虚偽の申請を行い、筑波大学に実際よりも過大な旅費を支出させた。さらに、学生に支払った旅費についても、自身が立て替えた宿泊費の支給と偽り学生に支払った旅費の全てを自身に渡すよう指示し、実際に現金を受領した。

当該教員は、公共交通機関で出張予定だったものを、多忙で変更するのが手間であったため出張の際利用した移動手段が自家用車に変更になったにも関わらず、所定の手続きを故意に行わず筑波大学に過大な旅費を支出させた。

また、帯同した学生に対しては自身が立て替えた宿泊費の支給分と偽り、そのすべてを受け取っていることが学生の証言及び学生に支給された旅費の回収を指示するメールから明らかであり、悪意を持ってこれらの行為に及んだと判断する。しかし、その現金の用途及び当該教員がこのような行為に及んだ動機については不明である。

〔背景〕

出張の事実は有り用務も遂行されているが、当該教員が学生から旅費の請求に必要な証憑書類を徴

取し、全ての旅費の請求手続きを行っており、その支給内訳を説明することがなかったため、学生は、自身に支払われた旅費の内訳や、請求に際し申請した交通手段などを確認することができなかった。

〔手法〕

当該教員は、平成 27 年 3 月に研究室に所属する学生 3 名を帯同し、資料調査及び情報収集の目的で栃木県日光市へ出張した。また、平成 28 年 2 月にも研究室に所属する学生 3 名を帯同し、同様の目的で栃木県那須塩原市及び矢板市へ出張した。しかし、これら 2 件の出張に際し、学生を自家用車に同乗させ出張したにも関わらず、学生を含めた全ての旅費請求において公共交通機関を利用したように装い、過大な旅費を筑波大学に支払わせた。また、当該教員は、帯同した学生の宿泊費を自身で立て替え、学生に支払われた交通費等を含む全ての旅費を現金で手渡すよう指示し、実際に現金を受領した。

また、当該教員は、平成 29 年 1 月に情報収集の目的で福島県会津若松市へ出張した際、実際には自家用車を利用して出張したにも関わらず、公共交通機関を利用したように装い請求し過大な旅費を筑波大学に支払わせた。

【物品管理上の不正】

1) 物品の私物化

〔動機〕

当該教員は、コードレス掃除機 2 台及びロボット掃除機 1 台の計 3 台を購入しているが、研究室の清掃に使用することなく自宅に持ち帰り恒常的に使用していた。

当該教員は、購入目的について、「コードレス掃除機は、資料や棚の清掃等、ロボット掃除機は研究室の清掃用に購入した。」と述べている。また、自宅に保管している理由は、「研究室で使用していたが、新型コロナウイルス流行後、自宅での研究時間が増え必要な研究資料を自宅に持ち帰った際にその清掃用として持ち帰った。」及び「不要物品の保管場所がないため自宅に保管していた。」と証言している。しかしながら、複数の学生が、それらの掃除機が研究室に設置されていたことを認知しておらず、また、「ロボット掃除機に至っては、到底その用途に合致するような研究室ではない。」と証言している。さらに、これらの掃除機に比べ比較的安価なコードレス掃除機については研究室に現在も設置されており、学生もその掃除機が存在を認知していた。このことから、当初より、これら 3 台の掃除機については、自宅の清掃を目的として購入したと判断する。

〔背景〕

当該教員は、事務局が実施している適正な教育研究費の運営及び管理に係る e-Learning 研修を修了しているほか、教育研究費の適正な執行を行う旨の誓約書を提出しているにもかかわらず、教員としての倫理観や教育研究費の不正使用に対する認識を著しく欠如していたと考えられる。

〔手法〕

当該教員は、平成 27 年度及び平成 30 年度にコードレス掃除機各 1 台、並びに平成 28 年度にロボット掃除機 1 台、計 3 台の掃除機を購入した。しかし、当該教員は納品検収後、同掃除機 3 台を筑波大学の業務に供することなく自宅に持ち帰り自宅の清掃のために恒常的に使用した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

【教育研究費の不正使用】

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究助成事業	241,593 円	平成 28 年度・30 年度	1 人
研究助成金（寄附金）	566,139 円	平成 26～28 年度	1 人
自己収入	433,725 円	平成 27～29 年度・令和元年度	1 人
計	1,241,457 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【物品管理上の不正】

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
自己収入	189,574 円	平成 27～28 年度・30 年度	1 人
計	189,574 円		1 人（実人数 [※] ）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正に支出された 1,241,457 円について、還流の事実を認定した。

当該教員は、還流の目的を「自身の研究室の備品等を購入するため。」「自身が学生支援の為に支払った学生の学会参加費や旅費を返済させるため。」及び「国際交流の費用に充てるため。」などと証言し、一方で複数の学生は、「備品等の購入はほとんどされていなかった。」「支援をしてもらったことは無く、学会参加費や旅費などの多くは自身で支払った。」及び「当該教員に手渡した金額の用途についてはわからない。」と証言し、当該教員と学生の証言に食い違いがあるが、複数の学生が同様の証言をしていること、当該教員の証言に一貫性がないこと及び現金の所在について明確な証言がないことから私的に使用したとすることが合理的であった。

さらに、当該教員に対して筑波大学が認定した不正に当たる金額の私的流用について、それを覆す合理的理由及び新たな根拠資料の提出を求めたが、これらは提出されなかった。

これらに鑑み、当該教員の証言及び複数の学生の証言が裏付けるように、当該教員が主張する用途に充てられていないことは明らかであることから、私的流用があったとの判断に至った。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】**1) 給与の架空請求及び還流行為**

当該教員が管理する教育研究経費で雇用された全ての非常勤職員及び当該教員へのヒアリング調査を実施した結果、当該教員に短期雇用された全ての学生が「勤務の実態はない。」及び「大学より支払われた給与を還流するよう指示された。」と証言している。

当該教員は、ヒアリング調査の際、非常勤職員として雇用し現金を還流させたのは、「自身の研究室の備品等を購入するため。」「自身が学生支援の為に支払った学生の学会参加費や旅費を返済させるため。」及び「国際交流の費用に充てるため」と証言しているが、複数の学生は、「備品等の購入はほとんどされていなかった。」及び「支援をしてもらったことは無く、その多くは自身で支払った。」と証言している。また、当該教員は給与の架空請求について、「日常的に研究室内で研究補助をさせていることから給与の架空請求には当たらないと思った。」と証言している。

さらに、通報者より提供された音声ファイルには、当該教員が研究室の運営費を捻出するために給与の還流を行うので、通報者に対し従うよう指示していることが録音されている。このことから、ヒアリング調査における当該教員の証言は信憑性がなく、出勤簿の改ざんなどによる実態のない給与の請求に該当すると判断した。

2) 交通費の虚偽請求及び還流行為

当該教員の出張に帯同した学生及び当該教員へのヒアリング調査を実施した結果、当該教員は、「当初公共交通機関を利用して出張する予定であったが、移動手段を自家用車に変更した。しかし、研究が多忙であったため変更の手続きを故意に行わなかった」と証言している。また、旅費の還流行為については、当該教員が「学生に代わり立て替え払いした金銭の返済であった。」と証言しており、現金の授受については認めている。これに加え、旅費を学生から回収する連絡をした電子メールも存在していることから、現金の還流があったと判断する。

帯同した学生に対するヒアリング調査では、学生に支払われた旅費の内訳を知る学生は存在せず、帯同した学生に対しては自身が立て替えした宿泊費の支給分と偽り、立て替えた宿泊費以上の金額を還流させるなどしていることから、当該教員の証言は信憑性がなく、旅費を過大に受け取るための行為であり、出張届の改ざんなどによる実態のない旅費の請求に該当すると判断した。

【物品管理上の不正使用】

1) 物品の私物化

調査チームが物品の現物確認を実施した際、掃除機3台を自宅に保管し使用していることが判明した。その理由は、「研究室で使用していたが、新型コロナウイルス流行後、自宅での研究時間が増え必要な研究資料を自宅に持ち帰った際にその清掃用として持ち帰った。」及び「不要物品の保管場所がないため自宅に保管していた。」と証言している。

しかしながら、複数の学生が、それらの掃除機が研究室に設置されていたことを認知しておらず、また、「ロボット掃除機に至っては到底その用途に合致するような研究室ではない。」と証言しており、調査チームにおける物品の現物確認調査で当該教員の研究室へ入室した際に、研究室が複数の什器や物品で溢れ、ロボット掃除機が自走しその性能を十分に発揮できるようなスペースがないことを確認した。さらに、これらの掃除機以外に購入した掃除機1台は、学生より提供された写真で従前より研究室に設置されていたことが判明しているため、自宅に保管されている掃除機3台については、当初から自宅の清掃をするために購入したものであり筑波大学の用務に供されていないことから、国立大学法人筑波大学財産管理規則第6条第3項の、「その所有の目的に応じて最も効率的に、財産を運用しなければならない」ことに抵触し、教育研究費の執行に当たり、法令、教育研究費の配分機関又は学内で定めた規則に違反する行為に該当すると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1) 出勤簿管理と労働条件の通知について

出勤簿の管理及び労働条件の通知に関して事務職員が関与することを「会計ルールハンドブック」に明記していたが、筑波大学事務局ではこれらの業務に係る具体的な取り扱いを定めていなかった。そのため労働条件通知について当該部署では、研究員、事務補佐員、技術補佐員らの非常勤職員に対しては事務担当が直接労働条件の通知を行っていたが、非常勤職員（短期雇用）においては、対象人数が多く採用時期も短期に集中するため直接責任者（教員）を通じて労働条件通知書を交付する場合があります、事務職員が自らこれらの業務に関与することについて徹底されておらず、結果、労働条件の通知を当該教員のみが行い、事務担当者が労働条件通知を確認していない状態であった。

出勤簿の管理については、出勤簿を事務室に備え付け、ほとんどの被雇用者は出勤時に押印しているものの、一部の者は押印せずに勤務することもあり、事務担当者から直接責任者（教員）へ勤務実態の確認を取り、勤務事実がある場合は、直ちに被雇用者に出勤簿に押印させることを要請している。このような実態から、複数勤務日分の出勤簿をまとめて押印できる状態が発生し、勤務時間管理体制が十分整備されていなかった。

さらに、コンプライアンス教育について、事務局より、部局事務担当宛に不正防止啓蒙資料を配付し、出勤簿が備え付けられた事務室において、常に被雇用者の目に触れるところに掲示し、学生等に注意を促すよう指示していたが、当該事務担当においては実施されておらず、被雇用者の中には、不正防止に対する認識が欠落している者もいたなど、複合的な要因により、結果的に不正行為を防止することができなかった。

また、給与を還流させていた非常勤職員（学生）は、当該教員から給与を還流させることは研究室の備品を購入するためと説明を受け、そのような行為が不正であるとの疑いを抱いても、指導教員には異議を唱えられない立場にあり、結局当該教員に従うしかなかった。

2) 旅費の請求手続き

出張の際、自家用車の利用が認められるというルールに関して、当該教員の認識が低かった。

学生の出張の内容は、入力を代行した担当教員が学生に説明することを前提としているが、マニュアル等に定めてはいなかった。

本件については、出張の事実は有り用務も遂行されているが、当該教員が学生から証憑書類を徴取し、全ての旅費の請求手続きを行っており、その内容を説明することがなかったため、学生は、自身に支払

われた旅費の内訳や、請求に際し申請した交通手段などを確認することができず、不正行為に気付くことがなかった。

3) 物品管理

当該教員は倫理観や教育研究費の不正防止に対する認識が著しく欠如しており、納品検収後に物品を自宅に持ち帰り使用しているなど適正な物品の管理を行っていなかった。

4) コンプライアンス教育

当該教員は、筑波大学が実施している、適正な教育研究費の運営及び管理に係る e-Learning 研修を受講・終了しているほか、誓約書を提出しているにもかかわらず、研究者・教員としての倫理観が著しく欠如していた。また、当該教員は聞き取り調査において、繰り返し「学生支援のために行った」と証言していたが、学生支援を口実とすれば、何を行っても許されるとの認識を有していたと考えられ、当該教員の教育研究費の不正使用に対する認識が不足していた。

5) 内部監査

非常勤職員（短期雇用）に係る聞き取り調査については行われておらず結果として不正行為があったことを認識するに至らなかった。

【再発防止策】

(1) 非常勤職員に関する労働条件及び勤務管理の適正化

不正発生防止のため、「非常勤職員（短期雇用）の手続き取り扱いマニュアル」を新たに整備し、以下の事項の徹底を図った。

ア. 非常勤職員（短期雇用）の任用予定者に対し、任用手続き前の e-Learning システムを利用したコンプライアンス教育（具体的な不正の事例、勤務時の注意事項及びコンプライアンス通報に関すること）の受講を必須とした。また、コンプライアンス通報に関しては、通報者に不利益がないことを伝え、被雇用者が通報しやすい環境にあると認識することをねらいとし、不正の発生を抑止している。

イ. 非常勤職員（短期雇用）を任用する場合、事務担当者が労働条件等（禁止事項を含む）を説明するとともに、説明後は当該通知書に被雇用者及び説明者が署名し責任を明確化するようにした。また、勤務時間管理員は、定期的に被雇用者の勤務開始時あるいは勤務時間途中で、出勤簿を確認することとし、出勤していることが確認できない者がいる場合には、現場確認、電話連絡等により出勤事実等の確認を行うこととした。

ウ. 出勤簿は、被雇用者が勤務日に押印するたびに提示するようにして、複数勤務日にまとめて押印できないようにするなど厳重に管理することとした。

エ. 監査室は、内部監査時に当日出勤している非常勤職員を無作為に抽出し、聞き取り調査を行い勤務実態を確認している。内部監査とは別に、事務部門において非常勤職員の勤務実態を定期的に把握することとし、抜き打ちで当該非常勤職員のヒアリングを実施している。

また、勤務管理状況の定期的な確認については、非常勤職員（短期雇用）は月ごとの採用となるため、その都度、勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこととした。

(2) 旅費の請求手続きの改善等

旅費の請求手続きに使用するシステムを改修し、新たに出張報告書に利用した交通機関の確認欄を設け、使用した交通機関を明確にするとともに出張者（学生を含む）の氏名を自署させ、自身の出張内容に責任を持たせることにより不正を防止する体制を構築した。また、旅費担当係（全学の旅費支給手続きを統括している担当部局）は、交通機関の利用について確認を行い、その過程で疑問が生じた場合は、当該出張者に説明を求めることとした。

旅費の還流行為の再発防止については、学生に対しリーフレットでの周知を行うほか、教職員を対象とした適正な教育研究費の管理等に係る e-Learning 研修の教材において、今回の不正事例について、発生状況や処分内容を紹介し、コンプライアンス教育による意識の醸成を行っている。

(3) 適正な物品管理の周知及び体制強化

「会計ルールハンドブック」において、これまで資産（備品）の適正な使用、管理に関する記載があ

ったが、不正に当たる物品管理の具体例に関する記載がなかったため、私物化に関する具体例を追記し、不正に当たる物品管理について理解を促し、物品に関する不正を防止することとした。

また、掃除機については、内部監査時における現物確認の対象物品とし、適正な使用及び管理がなされているかを確認することにより、牽制体制を強化することとした。

(4) コンプライアンス教育による教職員（非常勤職員を含む）の意識の醸成

教職員を対象とした、適正な教育研究費の管理等に係る e-Learning 研修について、現在の研修資料の内容は、筑波大学の不正防止への取組、不正使用と認められた場合の処分・罰則、物品購入、給与、旅費それぞれの不正の事例と注意すべき内容及び通報に関する事で構成されており、研修資料の学習後は確認テストの実施により定着度を把握しているが、改定後は、現在の内容に加えて、不正事例について、発生状況と処分内容を詳しく紹介し、不正の発生を抑止することとした。

また、通報者の保護に関する事を強調し、通報しやすい環境を整えるとともに、対象者全員を定期的に受講させ、構成員の不正防止意識が低下することを防いでいる。

学生向け e-Learning 研修資料を新たに作成し、学生を非常勤職員として採用する場合は必ず受講させることとした。

教育研究費の適正使用に対する意識向上のため、不正防止に関する内容を追記して「会計ルールハンドブック」を改定し、全教職員に改めて周知した。

教育研究費の不正防止に関する動画を新たに作成し、研究情報ポータルサイト内の科研費の応募に関するページに掲載し、周知徹底を図った。動画の内容は、不正の具体的な例、不正を行った際の科研費の応募制限、契約（物品・役務）、旅費及び給与に関する適正な執行のポイント、不正リスクの高い行為の具体例、会計ルールに関する資料、相談窓口及び通報先に関する事とした。

(5) 内部監査時の抜き打ち検査等の強化

監査室において、従前より全部局を対象として内部監査時に当日出勤している非常勤職員を無作為に抽出し、聞き取り調査を行い、平素の出勤簿の押印状態、出退勤状況、不正指示の有無等を確認したが、それに加え非常勤職員の出勤簿管理及び押印状況を、出勤簿が置いてある事務室にて直接確認することとした。

また、監査室の監査とは別に、人事課及び組織・職員課において非常勤職員を対象とした抜き打ちヒアリングを実施し、勤務実態を確認することとした。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則に基づき、令和4年9月21日付けで当該教員を懲戒解雇の懲戒処分を行った。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

- ・令和2年9月2日付けで公的研究費の使用停止を命じた。
- ・科学研究費助成事業、教育研究費（寄附金、自己収入）については、既に不正使用額を返還済み。
- ・研究助成金（寄附金）については、研究助成団体に対して寄附金全額を返還する予定である。

・本件の公表状況

- ・筑波大学における教育研究費の不正使用等の発生について
令和4年9月16日 筑波大学ホームページに公表（氏名公表あり）
- ・筑波大学職員の懲戒処分について
令和4年9月21日 筑波大学ホームページに公表（氏名公表なし）